

資料 1 - 3 現行『石狩市水道事業給水条例』（指定手数料関係抜粋）

（手数料）

第 31 条 市長は、別表第 4 に掲げる事務につき、同表に定めるところにより手数料を徴収する。

- 2 手数料の算定基礎となる事項に変更があったときは、差額を追徴し、又は還付する。
- 3 前項に定めるもののほか、既に納付された手数料は、還付しない。

別表第 4（第 31 条関係）

事務	名称	区分	金額	徴収時期
指定給水装置工事 事業者の指定	指定給水装置工事事 業者指定手数料	1 件につき	10,000 円	申請のとき
給水装置工事の設 計審査	設計審査手数料	略		
給水装置工事の工 事しゅん工検査	工事しゅん工検査手 数料			

備考

- 1 工事価格とは、第 8 条に定める工事費の算出方法の例により算定した額に 108 分の 100 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）をいう。
- 2 算出された手数料の額に 100 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 市長が特別の理由があると認めた場合は、この表の規定にかかわらず、徴収時期を別に定めることができる。